

公益財団法人岡山県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規程、規則等については、本会ホームページにて公開している。

<https://www.okayama-taikyo.or.jp/>

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|----------------------------------|---|---|
| [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。 | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | ○スポーツ立県おかやまの実現に向け、国のスポーツ基本計画や県のスポーツ推進計画を踏まえ、効率的・計画的な業務の推進を図るとともに、長期的な安定した運営基盤を確立していくための今後の運営指針として中・長期計画を策定している。 ・平成26年5月「岡山県体育協会中・長期計画」（10カ年計画） ・平成31年4月「岡山県スポーツ協会中・長期計画（改訂版）」（中間年度見直し） ・令和6年6月「第2次岡山県スポーツ協会中期計画」 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | ○評議員、役職員、委員会委員、JSPPO登録者については、倫理規程第3条及び第4条に「基本的責務」「遵守事項」として法令遵守及び本会諸規程、並びに社会規範に照らし不適切な行為を行わない旨を記載し、同第6条で違反した際の処分等について定めている。 さらに職員については、就業規則第3条で本会諸規程を遵守する旨で記載し、同第28条・第29条で違反した際の懲戒について別途定めている。 また、加盟団体については、倫理に関する諸事項はガイドラインで定めているが、遵守すべき事項や違反した際の処分等については、加盟団体規程の中でも定めていくよう慎重に検討を進める。 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | ○定款をはじめ、各種規程を整備している。 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | ○各種規程等を整備している。 |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | ○評議員、役員に関する「評議員、役員の報酬並びに費用に関する規程」及び事務局職員に関する「給与規程」及び役職員等に関する「旅費規程」等を整備している。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|----------------------------------|---|--|
| 〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | ○定款第4章(第11条~15条)において、本会の資産・会計について定めている他、各種規程を整備している。 |
| 〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | ○加盟団体規程第6条において、加盟団体の年次負担金に関する事項を定めている。 ○賛助会員規程第3条において、会員の年会費に関する事項を定めている。 |
| 〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | ○国民体育大会岡山県代表選手・監督の選考基準において、本県代表選手・監督の「参加資格」「本県所属条件」を示すとともに、選考の手順を定めている。 |
| 〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。 | (1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | ○役職員に対し、組織運営や関係法令の現状を示した上で、コンプライアンス意識の徹底を図り、コンプライアンスに係る情報共有を促進する。 |
| 〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。 | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | ○国民体育大会選手・監督・関係者に対し、監督会議等の場においてコンプライアンス意識の徹底を図り、アンチ・ドーピングに係る知識についても普及できるよう実施している。コンプライアンスに係る情報共有を広く促進する。 |
| 〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである。 | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | ○前述原則3(2)④のとおり、財務・経理処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守している。 ○公認会計士に、基準に則った処理がされているか、会計事務全般に係るサポートを受けている。 また、財務・経理処理において、法令及び本会規程に則った処理が行われているか、県担当課及び県監査事務局による監査も定期的に受けている。 |
| 〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである。 | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | ○県の要綱等の定めに沿って適切に処理し、県担当課及び県監査事務局による監査を定期的に受けている。 ○経理規程の定めに基づき、手続や科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法について本会監事による監査を受けている。 ○倫理規程第4条第4項において、補助金・助成金等の経理処理に関する不正を禁じ、違反した場合には定めにより処分の対象としている。 |

| 原則 | 自己説明項目 | 自己説明 |
|---|---|--|
| 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | ○法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表等計算書類、役員名簿、他）を常備している。 ○事業・決算報告書をはじめ、各種規程・書類等をHPで開示している。 |
| 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | ○選考方法に係る規程を整備している。 |
| 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | ○岡山県スポーツ協会遵守状況は、令和3年2月以降本会HPで公表しており、年1回更新を行っている。 |
| 〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | ○加盟団体規程で加盟団体の義務を明記し、必要な事項を定めている。 ○加盟団体に対し、定例会議等開催し、情報共有などによる共通認識を図り、また日常的な照会等への対応を実施している。 |
| 〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | ○加盟団体等を対象に、各種説明会・研修会時に、情報提供等行い互いに共通認識を図り、コンプライアンスに係る情報共有を促進する。 |